



Title	農業協同組合の共済事業について
Author(s)	足羽, 進三郎; ASHIBA, S.
Citation	法経會論叢, 14, 189-205
Issue Date	1955-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10763
Type	departmental bulletin paper
File Information	14_p189-205.pdf



農業協同組合の共済事業について

足 羽 進 三 郎

目 次

- 一、農協共済事業の発展
- 二、協同組合と保険事業
- 三、農協保険の構造
- 四、農協保険と農民経済
- 五、蓄積資金とその運用
- 六、農協保険の本質と問題

農業協同組合法が旧産業組合法にくらべて種々の点でちがいをもっていることはいうまでもないが、その行いうる事業のうち、いわゆる「共済」を認めたこともその一つに数えられるであろう。即ち同法第一〇条第一項第八号に「農業上の災害又はその他の災害の共済に関する施設」⁽¹⁾と規定されたのがそれである。

ところで、この規定によれば、農協の共済事業とは災害共済であり、災害の種類に関しては農業上のものにとどまらないから、その

範圍は広汎にわたると解されたのであつた。しかし他方農業上の災害特に農作物及び家畜の共済については、同時に農業災害補償法が存在したのであるから、農業上の災害の共済は少くとも二つの方法によることをうるはずであつた。どちらの方法によるかは農民の選択に委ねられたものと法規上は考へて差支えなかつたであらう。他のもう一つの問題は、農協法中の右の規定が、たとへば生命共済の如きを含むと解しうるかどうかであつた。これらのいわば法規上の問題は、しかし、その後の農協共済事業の現実の発展の方向によつて、おのずから解決が与えられたといつていゝのである。そうしてそれはこの共済事業に最初に着手した北海道農協のゆき方によつてある程度きめられたようにみえる。

農協法公布施行の翌年、即ち昭和二十三年八月、北海道共済農業協同組合連合会が発足して、まずとり上げたのは、組合財産の共済と組合員の生命共済及び農家建物共済であつた。この事業種類の選択は、おそらく農作物と家畜の共済については農災法によつて行はれるところにゆずり、こゝに一線をかくそうとしたものであつたであらう。その後北海道に於てはこれらの事業の基礎のかたまるとつて、農家建物更生、自動車、役職員生命、澱粉、農家建物新築、輸送の各種共済を加えたのであつた。昭和二五年に至り鹿児島、大分両県の販連によつて農協建物共済が始められ、つづいて二六年長野、神奈川県、両県に共済連合会が結成されたが、長野県の場合最初にとり上げた事業は、農協建物、次いで役職員共済、組合員の生命共済、保管麦、家畜輸送、経営共済などであつた。この間昭和二六年一月全国共済農業協同組合連合会の発足をみた。こうして農協の共済事業は漸進し、他の事業に伍して全国に広まつていつたわけであるが、全国的にみると、事業種類の重点はだいたい次のものにあるといえよう。即ち組合員の生命共済、組合の建物火災共済、農家建物更生共済及び役職員生命共済の四つである。いまこれらのうち、前三者の全国の実績は第一表の通りである。このうち昭和二三、二四兩年の実績はほとんど北海道だけのものとみて差支えないが、それはともあれ累年の傾向の示すところは、第一に組合員の生命共済の急調な増大であつて、農協共済事業の中心はいまのところこゝにあるとみられるばかりでなく、将来の発展性の最も大きいのもこれであらうと予想される。次いで農家建物更生共済である。農協建物火災共済は農災法の任意共済との關係もあるが、その性質上おのずから限界のあることあきらかであらう。前二者の契約高合計は二九年度末で約三〇〇億円、これが責任準備金の積立は二五億にのぼつてゐるといふ。ともあれ農協の共済事業の発展方向はこのようにしていただきたいさだまつたかに思われる。更に、前述の各種共済事業はその大部分が近代的保

第1表

農協共済発展指標（全共連調）

（三種、年度別新契約高、単位：万円）

年 度	生命共済	農家建物 更生共済	農協建物 火災共済
昭和 23	334	—	14,425
24	25,429	3,539	40,611
25	33,530	36,985	375,530
26	78,906	75,575	1,318,190
27	279,472	96,413	2,926,159
28	592,677	115,546	4,453,597
29	1,556,071	184,984	4,497,991

来組織法たる性格の農協法に事業法規、監督規定に類するものを加えるということになつた。農協の共済事業の将来の発展は、おそらく農協法の改正をこの程度に留めえないかも知れないと予想されている。⁽⁷⁾

かゝる方向と実績を示しつつあるわが国農協の共済事業——実質上保険事業は、農業協同組合運動、あるいはひろく協同組合運動の一環としてこれをみると、いろいろの問題を含むものである。これらの問題の二、三について少し考察を加えるのが小稿の目的である。

- (1) この規定は昭和二十九年六月改正された後出。
- (2) 北海道共済連事業要覧（昭和三〇年）による。
- (3) 建物共済は農協法と農災法の任意共済両者で行うことになつており、共済目的が共通のため両者で競合し、いま農協側からそれを農協共済に一本化するべしという強力な運動が行われている。
- (4) 農協の共済、昭和三〇年五月号、p. 2

險技術を採り入れたものであつて、この点からいえばこれらは共済事業というよりはむしろ保険であるというべきであらう。この点は法律上はともあれ農協もみとめ、保険学者も容認しているが、なおのちにふれるところである。

このように農協の共済事業の現実の発展のあととは、その中心が組合員の生命保険と農家建物更生保険にあることを示しており、将来もおそらくこの方向をくずさないであろうと予想せしめる。農協法中共済に関する規定の改正、補充も、こういう現実に即して行われたものとみるべきである。即ち同法第一〇条第一項第八号が「農業上の災害」という限定をとり除いて、単に「共済に関する施設」と改められたのは、生命共済の現実の発展に即応したものであり、同条第七項及び第一〇条の二の規定補足は、生命保険を含む各種保険が、農協の共済事業として大規模に行われつつある現実を動しがたいものと認め、被保険者たる組合員の利益保護のため経営の適正を規制せざるをえなくなり、元

- (5) 印南博吉「保險經濟」p. 344 以下
 (6) 昭和二年六月、農協法第七次改正
 (7) 今村宜夫、農業協同組合の共済事業、経営実務、昭和二年一月号、p. 53

二

まず、保險事業はわが国農協にとつて戦後の全くあたらしい問題ではないということである。そればかりではなく実はわが国における保險は、保險業法の公布以前においてかえつて協同組合的組織として導入普及されつゝあつた事實はひろく指摘されているところであるが、この点はしばらくおく。産業組合がようやくその基礎を確立した大正末年以来、組合自ら保險事業の必要を表明し、かつ実行にのり出そうとしたことはしばしばであつた。産組の役員名簿で保險会社の代理業務を行つた事實がそれ以前からあつたが、大正一三年の全国産組大会に生命火災兩保險の経営が提案され、昭和二年にはいわゆる農業保險の経営が提案された。これらはいずれも、当時のわが国の保險政策の容るところではなかつた。次いでしばらくのち、昭和一五年既設三保險会社を買収して、間接的に自らの要望を実現しようとし、交渉成立をみながら政治的抑圧に挫折した歴史をもつてゐる。そうして次には昭和一七年、戦時統制經濟の進行が保險業界に整理統合を促した氣運にのつて、既設二保險会社への経営参加というみちをとり、ついにこれに成功し、のち兩者を合併して共栄火災海上保險会社（その後相互保險に改組今日に至る）を実現した。しかし、これは産組関係者が個人名簿で参加したのであつて、産組としては迂回的間接的手段に留つたばかりでなく、その事業は主として産組の財産保險を実現したのみで、組合員の生命保險はもとより、その財産にもほとんどゆきわたりえないものであつた。協同組合としての産業組合の保險事業のかゝる一連の歴史を規制した基本的要因は何であつたか。それは一言にしていえばわが国の保險政策、具体的には明治三三年の保險業法の成立以来の保險政策であつた。それは保險の経営形態として株式会社または相互会社のほかは認めない方針を確立したものであつた。これによつて既に述べた如きその以前の相互組合ないし協同組合組織による保險の経営形態の発達は阻まれたばかりでなく、その後の協組保險の出現を不可能ならしめたのであつた。明治中葉以後日本資本主義の成立發展期に於て資本蓄積の役割の一翼が保險業に負わされ、従つて國家の保險政策はあくまで營利的企業保險

形態の保護助長に傾いたことは必然のなりゆきであり、組合形態の保険のごときは、当時一顧にも値せずしてほうむり去られたのであつただらう。そしてひとたび扶殖された営利保険形態の支配的地位と基盤は、その後に於て少しでもこれを侵蝕する可能性の出現に反対する。戦後各種協同組合の保険事業の進出に対して強力な反対がこの側から出されたのは周知のところに属する。組合保険との関連に於て保険業法の改正が幾度か企てられ、かつ戦後の政策は必ずしも組合保険を否定しないものの如くでありながら、いまだに解決をみないのはこれによるところ大であるとみられる。⁽¹⁰⁾ かゝる情勢が一方に於て組合保険の問題をして保険、という立場からの解決をさけしめ、前述の如く組合共済事業として農協法のわく内で現実の発展を認めてゆこうとする方向をとらしめているのであろう。しかし諸外国の事実⁽¹¹⁾に徴するまでもなく、保険の経営形態として組合的組織の存立を認めることの妥当なるは保険学者も説くところである。組合的保険経営には純然たる単純な共済施設から高度の保険技術をとり入れたものに至るまで多様の存在形態を包含する。英国の Friendly Society 米国の Fraternal Order, Mutual, ドイッの Hilfskasse, Kleine Versicherungswereine などは大体いわゆる共済施設であつて、⁽¹²⁾ おゝむね小規模のものであるが、漸次組織化されてゆくこと、後にもふれる通りである。わが国農協保険はこれらとはことなり、単なる共済の域を脱して高度の組織をもつものである。次にこの農協保険の組織ないし構造について考察をすゝめる。

- (8) 東浦庄治「日本産業組合史」p. 98 以下
- (9) この間の事情については「共栄火災海上保険相互会社十年史」p. 19 以下に詳しい。
- (10) 前掲「共栄保険会社十年史」p. 234 以下参照。
- (11) 白杉三郎「保険学総論」p. 143. 印南、前掲書 p. 222.
- (12) 白杉、前掲書 p. 45.

三

農協保険の基礎たるべき単位組合は、保険事業のためのみの単独組合を設けるのではなく、既に一般的目的をもつて存置されているいわゆる出資綜合単位農協の一事業部門という形をとつている。従つて綜合単協の組合員は、もとよりこれの利用有資格者であるが、こ

れを利用するか否かは組合員の任意である。組合員の中でこの事業部門の利用者、即ちいずれかの種類の保険加入者となつたものは、その単協との間に、保険関係が成立することになる。いゝかえれば、この場合組合が保険主体、即ち保険者であり、組合員は被保険者となる。しかし、この場合単協は実は共済（保険）責任の保有を認められないのである。被保険者たる組合員に対する共済（保険）金額は、全額を都道府県にたゞ一つ設立される連合会に再共済（再保険）しなければならない。だから形式的には被保険者たる組合員は、まず単協と保険関係を結び、単協は連合会と保険関係を結ぶという、二重の関係を形成するけれども、實質上、単協は仲介的存在であり、連合会が眞の保険主体であるというべきであろう。単協はこゝでは保険者たる連合会の、いわば代理店的機能者であるといえないことはない。この構造は農災法による農業共済とも異つてゐる。即ちこゝに於ては、組合員たる農民は単位農業共済組合と共済関係を結び、単位組合は更にその連合会との間に保険関係を結ぶのであるけれども、そのさい単位組合は共済責任の一〇%の保有を認められているのであつて、従つて連合会との保険関係は共済責任の九〇%について結ばれるものである。かゝる構造をさしてわが農業保険は、「共済」と「保険」の併存からなるといわれ、一つの特色をなしている。つまり組合員と単位組合の間には、合理的保険関係はない。組合の保有する共済責任は、共済支払金額が大きくて組合のもつ準備財産でまかないえないときは、これを自由に削減できるのである。合理的保険関係は組合と連合会との間にのみ存する。こゝでは共済と保険が實質上区別されているといえる。しかし、農協の場合にはこゝいう区別をなすべき實質上のけじめはみられない。何れも保険関係のみといふべきである。そうして農協が前述の構造をもつことは、合理的保険技術を適用する場合の当然の帰結でなければならぬ。即ち単協を眞の元受保険者とするこゝでは到底合理的保険の運営はできないであろうからである。にもかゝらず、あえて形式上単協を事業主体としてゐることに理由はあろう。全体としてのわが農協運動が単協——県連合会——全国連合会という三段階制をとつてゐるから、保険事業においてもこれをくずさないということ。あるいはこゝういう系統的組織に於てその基礎となるものはあくまで単協であるべきであつて、単協を代理店的立場におくことは、さかだちであるといふ考え方、農協運動上、また組織論上こゝういう理由は一応成りたつてもあろう。しかし形式はともあれ、實質上異段階の連合会が、保険事業の主体たる地位にあることは否定できないのであつて、単協と連合会との関係は、こゝでは他の事業部門に於けるとはかなり異質的なものがあろう

と考えられるところに注意をひかれるのである。従つてまた、単協の保険事業に於ける立場は、實質上きわめて制限されたものであるだろう。

県段階の連合会が、全国連合会とその共済責任を分担する仕組については詳しく述べないが、こゝにいわゆる再々共済の關係が生れ、単協、県連合会、全国連合会、の間に系統化された危険分散の仕組が整然と構成されるのである。かように高度の保険技術の適用と、再保険、再々保険という危険分散の組織をもつわが国の農協保険機構は、協同組合保険として最も発達したものの一つとみなされるであらう。

組合保険といわれるものが諸外国では古くから保険経営の形態として存在することは前にふれた。その在り方は国によつてさまざまであるとはいへ、概して小規模で、いわゆる組合精神を基調として限られた社会の相互救済を目的としたものであるが、たとえば、米国の Farm mutual insurance company は協同組合の一種とみなされて、農村に於ては最も普及した保険形態とされ、全国に一、八〇〇以上を数え、それらの総保険契約高は保険の対象となる全農場財産のおよそ半分を示していると報告されているほどの存在である。⁽¹⁵⁾ しかし技術的にはプリミティブで、大半は賦課式保険 *Passing the hat, assessment* ⁽¹⁶⁾ の域に留まり、近代的保険とはいふがたい。あるいは *Advance premium* 式であつても確定保険料制はとらず、また積立金や剰余金は必ずしも要求されない。⁽¹⁷⁾ 總じて加入者の不安定は免れず、経営的不確実性は除きえないものとされている。かゝる欠陥を除くのに二つの方法が考えられている。一つは再保険の利用で、小規模の単位保険組合強化の最良の方法とされているが、しかしこれが実行されるには、再保険を引受けるべき他の保険組合又は保険会社が必要ならぬばかりでなく、なおかつ同一保険料率の採用という条件がみたされねばならない。従つて料率などのきわめて区々な小組合が多数存在するところでは、これが実現はけつして容易ではない。他の一つは同一性格の単位組合を広く設置して、上級機關によつて段階的に系統化する方法である。米国の Fraternal Order の F. Order—Local lodge—Grand lodge—Supreme lodge という系統組織に、National Fraternal Congress が、並存している形態がこれの一例となるであらう。⁽¹⁸⁾ しかしこの場合にも、予め計画的に組合を設立するのならともかく、既に多数の小組合の存在するところで、かゝる系統化を行うことは容易でないこと前者に異ならないであらう。

う。

こういう事情を考慮するとき、わが国農協保険は、いわゆる組合保険にまつわる欠陥をみごとに排除して、技術的にも組織的にも整然たる構成をもつことを確認しようというべきであろう。現在県段階の連合会が全府県に設置を完了してはいないが、遠からず実現すると疑いをいれない。そうすれば全国的規模に於て結合は完成する。これが農協保険に於て短時日のうちに可能となるのは、既に成立している綜合単協の組織を利用しえたからにはかならない。總じて形態的組織化のみごときは、日本的農協運動の特殊な性格にもとずいて理解されるどころでなければならぬ。

さて、右のような保険構造の下で行われている保険の種類は前述の如く少くないが、組合の財産に関するものはばらくおき、組合員たる農民を対象とする生命保険を中心として、農協保険のもつ問題を以下少しく考えてみよう。

- (13) 農林省、共済事業指導要綱。
- (14) 白杉、前掲書 p. 44
- (15) American co-operation 1941, p. 134 参照
- (16) American co-operation 1931 p. 407 参照
- (17) 印南、前掲書 p. 241
- (18) A. H. Mowbray, Insurance p. 268 以下参照

四

いま農林省の農家経済調査から第二表を得た。これによれば農家が、昭和二十五年に生命保険及び簡易保険に支払った掛金は、全国平均で前者に九六〇円、後者に一、七九六円であり、北海道の平均では前者ほど同額、後者約八〇円少い。昭和二十六年はいずれも前年をかなり上廻っている上、北海道平均は全国の平均より高い。これらの数字がどれだけ真実を語るかわからないが、農家が年々かなりの保険を掛けていて、農村の保険需要の小さくないことを知りうる。保険形態としては簡易保険の普及を示している。そうしてこれから推定

第2表

農家一戸当生命保険、簡易保険
掛金支払額

(昭25, 26)

地区 年次	全国平均		北海道平均	
	25年	26年	25年	26年
生命保険	960	1,192	959	1,394
簡易保険	1,796	2,361	1,717	2,506

第3表

簡易、民間保険合計年度末保有契約高

(単位 億円)

年次	保有契約高	保険料
昭 2 6	12,600	660
2 7	15,600	900
2 8	22,000	1,140

されることは全体として農家の支払保険料は莫大な金額にのぼるだろうということである。これを正確に示す数字は見出しがたいが、次の推定値がある。昭和二十六年で民間保険会社え六六億円、簡易保険に一三二億円、合計一九八億円であり、昭和二十八年では前者八六億円、後者一九二億円、合計二七八億円というのであるが、簡易保険が七〇%をしめるわけである。保険契約高については第三表がある。(19)このうち農家分がどれだけかはわからないが、一般には民間保険ではその四〇%が、簡易保険ではその六〇%が、夫々農村分だといわれている。

いずれにせよ年々農村から支払われる保険料は莫大であつて、しかもこれらの金額は結局農村外に蓄積され運用されることでもない。英国に於ける保険企業が、さま

ざまの手段を用いて急速に膨脹してゆくさまを Barou がかいているし、ドイツの農村の大衆が無知に乗せられて保険企業に資金を吸収されたことも知られている。(20)組合保険の目的が一つにはこれに対抗して農民自ら保険を経営し、保険需要を充たすと共に、蓄積資金の農村外への流出を阻止しようとしたことは明らかである。農協保険がこういう目的をどこまで果しつつあるかを直接判断する資料はもたないが、発足いまだ年を経ないから、全国的には低位にあること推定にかたくないが、地方的にはかなりの進出をみせていることが知られる。たとえば、北海道に於て農協保険の開始後年々の生命共済の新契約高は、民間主要保険企業二〇社に伍して、昭和二十三年の一九位、三三四万円が年々上昇して、二十七年には四位にのぼつている。(21)契約高は一四億で、第一位の第一生命の約半分に過ぎないが、農村分と

して第一生命の四〇%をとるとすれば農協がまさつていよう。また長野県⁽²³⁾では二九年末で農協約一八億円、第一生命約一五億円、日本生命一一億円、朝日生命一〇億円となつていて、農協生命優位である。もとよりこれら民保に簡保を合した総額に於ては農協の地位はまだまだ低い、しかしかゝるすう、勢は大いに注目されてよいであらう。農協の全組織網の活動は、農村では民保も簡保もやがて及びがたいものとならう。

右の如き農協生命保険の進出が農村内部に於て農民の如何なる層にこの需要を多く見出し出しているかが一つの問題である。これは農協利用の農民階層性の問題であり、かつ農協保険の意義、その発展の限界ともつながる。家計保険の代表といわれる生命保険は、家計の保全という以上に積極的な所得のかくとかを含ま、いわば貯蓄行為であり、投資行為であるという性質をもつことからいつて、その需要は下層農民に小であること推定にかたくない。農協保険がどういう分野に入るか、新しい分野をどう開拓するか関心をひくところでないばならない。一例を千葉県の〇農協にとると、⁽²⁴⁾

第4表
〇農協生命共済契約状況
(昭29年度末, 単位 万円)

		5反 未	5反 ~1町	1町 以上
実数	件数	61	150	345
	契約高	440	1,335	3,229
%	件数	11	27	62
	契約高	10	26	64

二九年末で生命共済階層別契約高は第四表のようである。件数に於ても契約高に於ても六〇%以上を一町以上層がしめ、五反未満層はほと一〇%である。一件当契約高は一町以上層九三、〇〇〇に対し五反未満層は七二、〇〇〇円となる。同様の傾向はいずれにもみられようが、より詳細な調査が求められなければならない。北海道十勝のM農協は保険事業に於てすぐれた実績をもつが、昭和三〇年三月末の生命共済保有契約高は一億四、四五八万円⁽²⁵⁾のほろ。これを一組合員平均にすると、八一、〇〇〇円であつて、協組保険の滲透度合のきわめて高いことを思わしめるが、階層性はどこまで克服されているか、建物更生共済についてはこの関係は一層あきらかであらうと推定されるのである。

(20) 農林金融、昭和三〇年六月号 p. 17

(21) N. Barou: co-operative Insurance, Year-Book of Agr. Co-op., 1935,

p. 24 以下

(1) W. Krebs: Genossenschaftliches Versicherungswesen, Intern. Handw. des genossenschaftswesens, p. 922 以下

(2) 北海道農業協同組合年鑑一九五四年版、p. 139

(3) 長野県共済連、事業概要、昭和三〇年一月、p. 11

(4) 農協の共済（全共連）昭和三〇年六月号、p. 3

(5) 北海道共済連、事業要覧、一九五五年、p. 13.

五

次に蓄積資金の問題に簡単にふれたい。

農協保険事業の進展につれて連合会に資金が集積されてゆくのは当然であるが、これがある程度に達すると運用が問題になる。この蓄積資金の運用如何は農協保険の意義を左右する重要な指標であるこというまでもない。昭和二八年三月末の調によると、全共連と一〇府県連合会の契約準備金の総計は一二億を超え、その大部分は責任準備金であるが、これらの運用は預金が大半で、約九億四、〇〇〇万円そのうち九億一、〇〇〇万円は信連預金、またそのうち七億五、六〇〇万円は定期預金となつている。その他中金二、三三四万円、銀行等三七一万円、有価証券投資は三八万余円でそのうち三〇万円は全共連分である。これではすこぶる平凡な運用しか示していないといわざるを得ないのであつて、信連等の預金とすることはもとより資金の農村内部還流であり、その限り目的に即しているといふべきではあるが、積立金の累増は一層積極的、有効適切な運用方法を要求するに至るであろう。北海道連合会ではつとに単協予託と称して、長期共済掛金（生命、家屋更生の合計）の六〇%を単協に還流運用して、昭和二八年七月で総額三億二、〇〇〇万円、組合当九二万六、〇〇〇円となつているが、これは通常一般資金として運用されているものの如くで、保険の蓄積資金の運用方法として適切であるかどうか。そしてこれが連合会の責任準備金の半ば近くに上つている点も考究の余地が大きいであろう。運用面で積極性を示しているのは長野県であろう。資金運用委員会を構成し、運用の新方式を考究しているが、既に動力耕耘機の共同利用に五、〇〇〇万円の運用を實行し、また農家の共同利用施設（水道、農機具、診療所、共同撰果所等）のための資金融通をきめ、更に共済事業拡充資金として単協に融資を決

定している。⁽²⁷⁾ これらが真に有効適切かどうかはともかくとして、明確な目的を設定しているところに積極性を認めうるであろうが、この点はおお今後にまたねばならない。

- (28) 北海道農業協同組合年鑑一九五四年版 p. 145
 (27) 長野県共済連、各資金運用要項による。

六

そもそも協同組合保険の必要を唱導し、その実行に努めたのは Raftsaen で、一八七〇年代のことだといはれる。⁽²⁸⁾ 彼は信用組合の中
 央機関設置の必要と共に、これに結合した保険機関設置の重要性をも理解した。その理由とした主要なるもの三。一つは保険事業の付設
 は信用組合員の地位の強化に役立つ。二つは農村に個人保険を導入する必要。当時は小農民にとつて一般保険の如きは遠い存在に過ぎな
 かった。三つにはこれによる積立金の協同組合体制内の還流動員の効果。

しかし時の政府は信用と保険の兼営組合を認めなかつたために、彼の意図は実現をみず、のち私営保険会社の代理業務を営むことによ
 つて組合員のために保険を提供するという過程を経て、彼の計画が実行に移されたのはようやく一九二三年のことである。彼の意図は
 世界の諸国の協同組合にうけつがれ協同組合保険は漸次普及していった。そして協同組合保険の普及は、前述の如き協同組合としての内
 在的意義を実現したばかりでなく、バルリーの述べるところによれば、それはまた諸国に於て営利保険会社の収取から小農業者を解放する
 効果をもつた。農業保険組合が資本家的保険会社に対抗してゆづらなかつた事実が、農村人の多大の関心をよびさまし、保険組合の存在
 が営利的保険会社のあくなき収取に対して制肘を与え、保険料率や契約条件について再考せしめた。

戦後日本に協同組合保険が出現した要因の一つを一般営利保険会社の保険料率や経費率の異常な高さのうちに見出してゐる学者があ
⁽³⁰⁾ る。戦後の一般損害保険における正味保険料収入と、正味支払保険料との差額は、たとえインフレーションの影響が加わつてゐるとはい
 え、莫大な金額に達しているし、正味事業費率は昭和二四年以降、年々四〇%をこえる高率を保つてゐるといわれる。また生命保険につ

いても死亡率の著しい低下という動かしがたい事実があり、事業費率についても高率だといわれてゐる。収入保険料一〇〇円当りの平均事業費は、昭和二五年五〇・三八円、同二六年四六・四二円、同二七年四四・六二円に達し、年々改善の傾向にあるとはいへ、なお戦前の二倍に当るといふ。組合経営はこれを著しく低下しようと期待される。いま営利保険の経営費に相当するものを組合保険について知ることがむづかしいが、組合の場合勧誘費や、宣伝費、新契約費を僅少に止めうることもたがう余地はないであらう。掛金一、〇〇〇円に対する経費を比較したものにすれば、⁽³¹⁾ 会社保険四六四円、簡易保険二八五円に対し、組合共済は二四〇円であるという。即ち会社保険の四六％に対し、組合保険は二四％、ほぼ半分である。営利保険会社側の組合保険に対する強い反対がこういう事実の存在を一つの原因としていふとすれば、バルーのいう組合保険存在の効果は、わが国に於てもまた認めねばならない。

バルーは協同組合保険について、それは「都ひに於ける個人又は賃金生活者および小生産者の団体より成り、無制限加入の、共同所有基金を有する任意団体である」と定義し、組合員の出資金が保険活動の財政的基礎をなし、⁽³²⁾ 組合員は剰余金から出資配当金を受け、準備金や積立金を除いた残額から支払保険料に充てて割戻しをうけるなどの点を指摘しているが、しかしこれらは保険に限らず、各種の協同組合に共通の性質であるこというまでもない。農協保険に於ても利用割戻しを規定しているが、⁽³³⁾ これらが幾何にのぼり、組合員にとつてどれほどの意義をもつかを判断する資料をもたない。長野県共済連では昭和三〇年度に於て利益剰余金のうち一九三万円を特別配当金にあてている。⁽³⁴⁾

しかしながら、バルーも認めるが如く、⁽³⁴⁾ いわゆる相互保険に於ても大組織をもち、多額の準備金を擁し、確定保険料主義を採用し、契約は長期にわたり、加入者に対して剰余金の配当が行はれる場合がむしろ一般である。そればかりでなく、株式会社保険に於ても、加入者に利益配当をするものが多いし、株主配当に制限をおく例もあるのである。とはいへ、株式会社保険が純然たる営利保険として存在することは疑う余地はないのであるが、相互保険といへども、その経済的運営の仕方⁽³⁵⁾ に於て、實質的には株式会社に極めて近接して、共に資本主義的事業たるに異なるところなく、営利性を見逃しえず、その相互性の本質的な具現といはれる保険契約者自身の事業管理への参与、すなわちいわゆる自治ということも実際に於ては困難であり、多くは他律的経営であるといわねばならず、真に自治的民主的

なものでないことが指摘されている。⁽³⁶⁾

ところで、保険こそ協同組合によつて行うに最もふさわしい事業である、何とならば、保険こそは本来相互救済的、互助的、協同的精神の具現であるからだと言かれる。あるいは保険は相互主義に立脚すると説かれる。「相互扶助みんなそろつて生命共済」というのはこの思想の日本の表現の一つであらうか。しかしながら、保険の成立の歴史を少しでも学ぶものは、保険の思想が相互救済的思想から転化したとすることは、一面の直理を含むとはいふながら、それが故に保険を相互救済の一種とすることは出来ないことに想到するであらう。保険は実は営業保険として成立したものである。今日発達した高度の保険技術といわれるものは、資本主義的合理性に順応して営業保険によつて完成されたものである。この保険技術が個人主義的合理性に貫かれていくこと明らかである。従つて、相互保険なるものもこの保険技術をとりいれて、真の保険として成立したときには、既に相互救済の形態を脱却したものであつた。少くも今日の大組織をもつ相互保険は、もはや純然たる相互救済の施設ではなく、もつぱら計算的合理的に行はれる。かゝるものとしての保険の加入者は、他人を救済し、また他人から救済を受ける意志をもつとはいふがたく、ただ自ら偶然的事件に対して備えようとするのである。もし保険について相互主義なるものの存在を認めるとすれば、それは全く加入者の主観的精神とは無関係な、客観的性質に於ける存在であり、具体的には保険料の醸出と保険金の支払をめぐつてみられるところの、貨幣計算上に於ける客観的な関係であるといわねばならない。⁽³⁷⁾ 保険を支配する主観的精神は、相互救済を超越したものである。わが農協保険は保険技術を採用し、従つて、形式的には共済と称しているけれど、實質的には保険と呼べるべきこと既に言つたところであるが、更に差別保険料、前払保険料制をとつていくこといまでもない。而してこれらもまた営業保険の生みかつ完成したものである。かゝる点からいえば、農協保険は一般営業保険にかわりはない。そしてこのような技術の採用を可能にし、あるいは必然としたところには、加入者たる組合員の少くとも保険事業に関するかぎり、主観的相互救済意識の存在を必ずしも前提とせず、あるにしても前述の如く客観的關係として認められるといふべきではなからうか。今日の農協保険はもはや単なる相互救済施設ということは出来ない。協同組合について強調される一つの点は、職域的、または地域的共通性に基く組合員の親近性である。バルーが協同組合保険に関し、人的要素および加入者間に存する人格的紐帯の重要性をいうのもこれである。けれど

も、原始的な小規模な共済団体についてこのことが強調される程には、現代の協同組合についてこれをいうことは出来ないであろう。今日の農協にあつては、いわゆる単協ですら総代会をもたねばならないほどのものについて、これをどれだけ強調しうるか。せいぜい部落集団についていふ程度であろう。いわんや連合会にいたつては、組合員間の親近性をいふには余りに広範囲をおよつてゐる。既に前述の通り、農協保険に於て単協は事業主体とされているけれども、それは形式上にすぎず、實質上眞の事業主体は連合会である。このことは保険技術を採用する必然的帰結であること既述の通りであり、原則として差別保険料制を必要とするゆえんでもある。協同組合保険を他の営業保険と分つ要素として、加入者の限定が指摘される。いふまでもなく、一般に営業保険の加入者は不特定多数が予定されるのに対して、協同組合の場合には多く一定の資格をもつた組合員から構成され、特定組合員に限定される。農協については、組合員は農民に限定されている。けれども農協保険の場合、事実上かゝる組合員の資格に関する制限がほとんど積極的な意味をもたないといふべきであろう。連合会を眞の保険者とする場合、その対象たるべき組合員は不特定多数ではないにしろ、ほとんどそれに近いものとみなしうる。いな、むしろそうであればこそ連合会を主体として農協保険が成立しうるのである。

今日の農協保険は、これまで考えたところによつて、保険技術と保険構造に於ては営業保険の完成した成果を撰取して、株式会社保険相互保険と實質上ほとんど差異はないといはねばならない。それならば、協同組合保険の眞に本質的特異性といふべきものはどこに求むべきであろうか。これに対しては自律的経営の可能性をもつて答えられるべきであろう。あるいは、自律的経営の確立による眞に大衆化され、民主化された保険の実施と、その結果蓄積された資金の組合員のための有効適切な運用をもつて答えらるべきであろう。ところで自律的経営といふことは、組合員の親近性に基いて可能とされる協同組合の内在的原則の一つであり、特色とされるところでもある。しかし今日協同組合のこの原則が、どこまで実現されているかは大いに疑問とされる。単協に於て然り、まして保険事業の如く、主体を連合会におく事業部門にあつては、既に指摘したように親近性はいよゝ稀薄化を否めず、組合員の直接経営参加は有名にして無実に近いといわねばならない。協同組合保険が今日既に単なる相互救済施設ではなく、相互主義が組合員の意識外に、ただ客観的存在と化してゐるといわなければならぬとき、保険加入者たる組合員が、組合員たる意識から遠ざかつて単なる保険契約証書の保持者として立ち現はれることは、大いにありうる状態である。相互保険の實質的 he 律経営と営利傾向は既にふれた。バルーは英国の卸売組合 The

wholesale society によつて、その従属的機関として設立された保険組合について次の如く言つてゐる。「保険組合は営利的保険会社の行う實際的營業方法を大いに模倣しつゝある。それは一般保險会社に比し、より多くの剰余金を被保險者に返還してゐるが、その業務經營方法は後者と大した変りはない。これらの組合は代理店を通して業務を営み、その經營は有給職員の手の中にある。組合の經營に被保險者が参加することは、ごく制限されている。」そして彼は、協同組合保險がその内に営利的保險事業の欠陥を反映してゐるとして、その危険を指摘し、これが是正の努力の必要を説いてゐる。⁽³³⁾

わが農協保險は、充足なお日はあさい。もしかゝる欠陥におちいることを防ぎ、真に自律的經營を確立しうるなら、その存在の意義は決して小さくはない。それは日本の協同組合活動に新分野を開拓するばかりではない。営利保險の独占に委ねられて来たわが國保險界にも、新しいきびを打ち込むものというべきである。農協に限らず、中小企業協組、消費生活協組等多くの協同組合が、いま保險事業にのり出しつゝあつて、わが國保險界には新しい胎動を觀取しうるが如くである。この新方向に先鞭をつけた農協保險が、自らを自治的民主的保險として確立するのみならず、また一般營業保險を促してこれを民主化し、社会化するの役割を担いうるかいは、なお今後の問題に属するといふべきであらう。

- (33) N. Barou : Agr. Co-operative Insurance, Year-Book of Agr. co-op. 1936, p. 50 以下
前掲 W. Krebs, p. 922
- (34) N. Barou : *ibid.*, 1936, p. 165
- (35) 印南、前掲書、p. 218 以下
- (36) 北海道農協年鑑、一九五四年版、p. 140
- (37) N. Barou : Co-op. Ins. Year-Book of Agr. Co-op., 1935, pp. 40—41
- (38) 長野県共済連、業務報告書第五年度、p. 25.
- (39) N. Barou : *ibid.*, 1935, p. 35
- (40) 米谷隆三「保險經濟の研究」p. 34 以下

- ⑧ 長野県共済連、農協生命共済一等当選標語
⑦ 白杉、前掲書、p. 44 以下
⑥ 印南、" p. 223 以下
⑤ 印南、" p. 233.
④ N. Baron: *ibid.*, 1935, pp. 45—46